

城南福祉医療協会は、
無料低額診療事業をしています。
医療費のお支払いにお困りの方は
ご相談ください

《無料低額診療事業とは》 経済的理由により必要な医療が受けられない方々に、安心して治療を受けていただくための制度です。

《利用するためには》 収入状況等確認・申請による審査のうえ、かかった医療費の保険診療分が無料または低額になります。

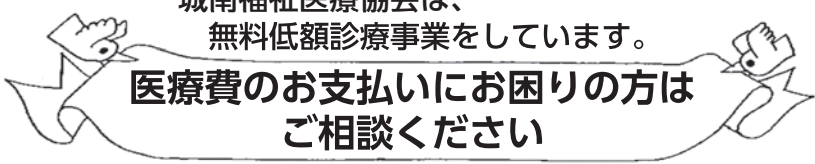
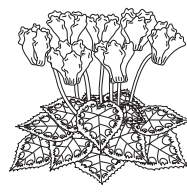
《対象となる方》 経済的な理由で治療費の支払いが困難な方

《対象事業所・問い合わせ先》
大田病院 3762-8421 (医事課 木伏)
大田歯科 3762-0418 (大川)
大森中診療所 6404-2301 (井口)

??例えば…こんな方はおられますか??
大森中診療所にかかりつけ。毎月定期受診している。診察だけでなく度々検査も必要で支払いがツライ。年金暮らしで日々の生活には余裕がなく、受診を2ヵ月に1回にしようかと考えている。

《大田病院医療相談室》でもご相談いただけます。
医療費のことでご心配のある方は、お近くの職員にお気軽にお問合せください。

*また、お電話の際には「無料低額診療のことで相談したい」とお伝えください。

「よろず(なんでも)相談」《無料》
どんな相談でもできます。弁護士の相談も受けられます。

《品川》 毎週火曜日と木曜日 10時～12時
場所はゆたか診療所3階 応接室
●法律相談は 毎月第3月曜日 10時～12時
担当は申山泰生弁護士(五反田法律事務所)
できるだけ電話予約を
(3781-4723 ゆたか診療所まで)

《大田》 月曜～土曜の 10時～12時(ただし第3土曜日は休み)
場所は大森中診療所1階
●法律相談は月3回。担当は佐藤誠一弁護士と早瀬薫弁護士(東京南部法律事務所)。
できるだけ電話予約を
(6404-2301 大森中診療所まで)

第1水曜 13時～15時 第3土曜 10時～12時
第4水曜 13時～15時


「成年後見専門相談」《無料》
ご家族のどなたかが認知症になったことで、お金の管理等に困っていませんか? 司法書士(専門職後見人)が相談にのります。

場所 大森中診療所1階 よろず相談コーナー
毎月 第2水曜日 13時～15時

●必ず予約をお願いします。「成年後見専門相談」の予約は(3762-0266 担当:横山)まで

2015新春 鎌倉ハイキングのお知らせ
新年のはじめに鎌倉を散策してみませんか?

日時 2015年1月4日(日) 午前10時集合
集合場所 JR「鎌倉駅」東口改札口付近
参加費 500円(資料代・行事保険代)
申込方法 城南保健生協本部までお電話かFAXで。
電話3762-0266 FAX3762-0239
申込締切 12月26日(金)
持ち物 タオル・水筒(全体で3時間程度の予定です。昼食は解散後にそれぞれでとってください。)



私の「ポロニーヤ紀行」その6
社会的協同組合を訪ねて

旅行記の最後に医療事情と若干のまとめを書いてみた。
現在のイタリアは不景気で、通訳のジャンさんによると医療費抑制がかなり進んでいる。とりわけイタリア南部に影響が出ているのだが、北部にあるポロニーヤ市立病院でも医師はいるにも関わらず、医療費削減のため医師配置を減らしており、1フロアをベッド閉鎖している。また、日本のように自分がかかりつけ医を選ぶことができず、15歳以上は400人に1人の家庭医が決められている。15歳未満は小児科医の担当になるが、家庭医を中心とした医療制度は定着しており、健康保険料負担もそれほど大きいとは感じないとのこと。

本田宏医師著「誰が日本の医療を殺すのか」(洋泉社)によると、イタリアの医師数は人口10万人あたり420人で、日本の198人の倍以上になる。「医療費負担も外来は全額給付(自己負担ゼロ)で、入院も検査の一部のみを自己負担」となっている。だからポロニーヤにおいては、ホームレスになっても協同組合の頑張りで住民登録ができ、かかりつけ医が決まり、医療費は心配いらぬというのだ。ただし、中央社会保障推進協議会発行の「社会保障」誌連載の「世相診断&処方」第81回には「混合診療の行き着く先」と題して高柳新医師がイタリア、ポロニーヤの医療事情を書いていた。私と同様、井上ひ

では、日本の医療政策はどうか。日本でも革新自治体の広がりや運動の成果で、1969年の東京都から「老人医療費の無料化」が始まり、1973年からは国として70歳以上の医療費の窓口負担無料化が実現した。しかし、中曽根内閣時代の「臨調・行革」路線の強行により1981年から一部負担が導入さ

れ年々自己負担は増えている。さらに安倍内閣は今年6月に、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、国や自治体の給付を徹底的に抑制し、国民には医療・介護サービスを受けにくくする制度への改革を強行した。安倍内閣の下で、世界に誇る憲法9条と25条がないがしるにされようとしている。イタリアも経済的にはかなり深刻だが、医療費の窓口負担ゼロは守っている。今こそ「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」との条文を天いに活用して「無差別・平等の医療と介護」を求め「安心して住み続けられるまちづくり」の運動を拡げていきたい。(完)

第3回城南文化祭の開催が決定しました

2013年からはじまった『城南文化祭』。これまで、組合員のみなさんの趣味や特技をたくさん発表していただき、とても楽しい時間を過ごすことができました。今年の2月には池上会館で第2回目の文化祭を行いました。

来年も文化祭を開催します。組合員のみなさんの趣味や特技の発表の場として、また今後の保健生協におけるさまざまなサークルの結成や発展の機会として、みなさんの出演、出品をお待ちしています。発表の形式は舞台での発表と作品の展示です。

サークルの仲間を増やしたい方、これを機会に保健生協にサークルをつくりたい方、みなさんどしどしご応募ください。

日時 2015年2月7日(土)
展示 正午～午後4時(予定)
舞台 正午～午後3時(予定)

会場 大森スポーツセンター
地下2階 小ホール
ミーティングルーム

●出演、出展者の条件
○保健生協組合員個人 ○保健生協の班またはサークル ○保健生協組合員が所属しているサークル(全員が組合員でなくてもよい)。

●舞台出演規定
○演目…ダンス、楽器演奏、歌(民謡、詩吟、合唱など)、手品などなど
*今回は会場の都合により太鼓演奏等の大音響の演奏はできません。
*舞台の広さは10㎡(2m×5m)程度です。控室、更衣室はあります。

●その他…必要な音楽CD等は各自で用意ください。また音響設備、照明設備は会場敷設のものを使用します。特別な設備はできません。

●展示出展規定
○募集作品…書道、写真、絵画、絵手紙、手芸作品など。
○一人あたりの出品数の制限は特に設けません。
○軸装、額装等は出品者において行ってください。展示は実行委員会で行います。
○搬入・搬出については生協本部にお問い合わせください。

●出演・出店の申し込みは1月23日(出までに保健生協本部まで電話・FAXにて、グループ名・演目・出演人数・出品内容、代表者名・代表者連絡先をお申し込みください)。

●舞台および出展作品の審査および表彰は行いません。

*福引付き協力券の普及をもって会場費等の費用にあてます(1枚300円)。
*出品料、出演料の徴収はありません。また、出品、出演の謝礼のお支払いもありませんのでご了承ください。

城南保健生協理事長 植田栄一

昨年文化祭「若返り班」

